

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/



3月16日、水戸市のフェリベール・サンシャインで写真の「最高裁勝利を祝う集い」が開催された。

写真右は、2004年7月の模擬試験監督のための出勤途上に交通事故で負傷して以来、9年めにして最高裁決定で公務災害補償をかちとった原告の竹中洋子さん。竹中さんは、休日出勤を強制されたあげくの負傷なのに、「私的なアルバイト」だから「公務」ではない、とされたことの不条理をただすための9年間だったとして、支援した高教組内外の教職員に感謝の意を表明した。

写真左は、地方公務員災害補償基金を被告として

提訴した行政訴訟において、訴訟代理人をつとめた谷萩陽一弁護士（水戸^{はほたき} 翔 合同法律事務所長、茨高教組顧問弁護士）。学年主任・進路指導部・運営委員会・職員会議を経て、外部模試試験がまさに「公務」として企画・実施された経緯を具体的に立証すること、さらに「時間外勤務」を命ずることのできない業務であっても、事実上任命権者の支配管理下にある「公務」として従事していた事実を明らかにしてきた従来の過労死裁判の判例を受け継ぐべく法廷戦術をねりあげ、画期的な新判例をかちとった経緯を説明し、参加者に深い感銘を与えた。■

2013 憲法フェスティバル

2013年5月3日(金) 水戸市・千波湖「はなみずき広場」

- 10:30~12:00 【テント交流企画】 原発学習会 えん罪 TPP 消費税
よるず相談 若者交流 9条の会交流会 うたごえ
- 12:10~13:10 水戸工業高校ジャズバンド / 水戸藩 YOSAKOI 連
- 13:30 記念講演 前泊博盛氏（「琉球新報」元論説委員長）
「基地・オスプレイはいらない！ 伝えたい 沖縄と日米安保の真実」

2013年憲法フェスティバル実行委員会（代表 長田満江・田村武夫）

今年度の茨高教組執行委員会と監査委員

□執行委員会

- 委員長 岡野 一男（下妻第二高校）
- 副委員長 石塚 健一（土浦工業高校）
佐々木正久（石岡第二高校）
菅井 洋実（太田第一高校）
- 書記長 塚田 良夫（専従）
- 執行委員 久保田 章（協和特別支援学校）
栗又 衛（石岡第一高校）
斉藤 一利（水戸第三高校）
富田 秀子（友部東特別支援学校）

- 蓮田 斉（下館第二高校）
- 比嘉 大樹（下妻第二高校）
- 村田 有（牛久高校）
- 吉井 一人（書記局）

□監査委員

- 海野 輝雄（水戸飯富特別支援学校）
- 奥倉聖智子（佐竹高校）
- 柏 秀子（水戸桜ノ牧高校）
- 柴 裕市（水戸商業高校）

「0.226は0.23μSv未満なので対象外」とし高度汚染を放置

前号の藤代高校に引き続き、同じ取手市内にある藤代紫水高校の現状をみてみよう。

放射能汚染特措法の施行により「汚染状況重点調査区域」に指定された県内20市町村にある高校50校と特別支援学校8校について、設置者の茨城県は、2012年2月に放射線量を測定した。グラウンドの5か所を「サ

イコロの5の目」で測定した平均値が毎時0.23μSv以上であれば除染対象となる。ところが、担当した茨城県教育庁・保健体育課は、北茨城特別支援学校と藤代紫水高校の平均値は「0.226」なので対象外だとして環境省に申請しなかった。

平均値を算出する際、有効数字の桁数を間違っただけである。

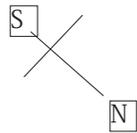
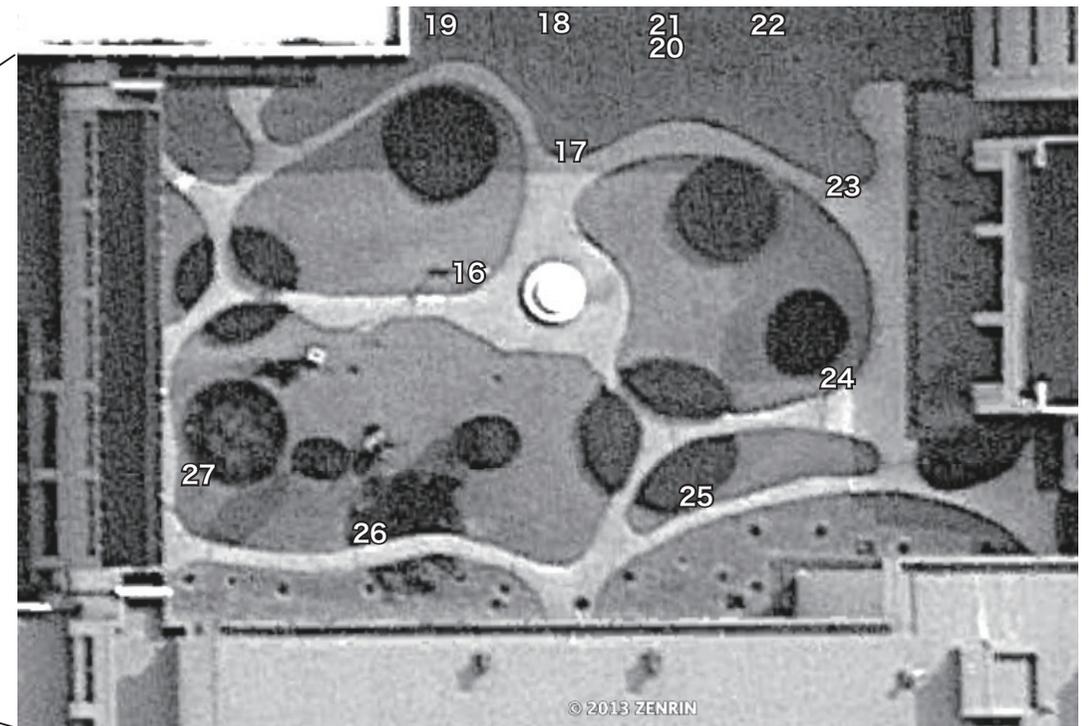
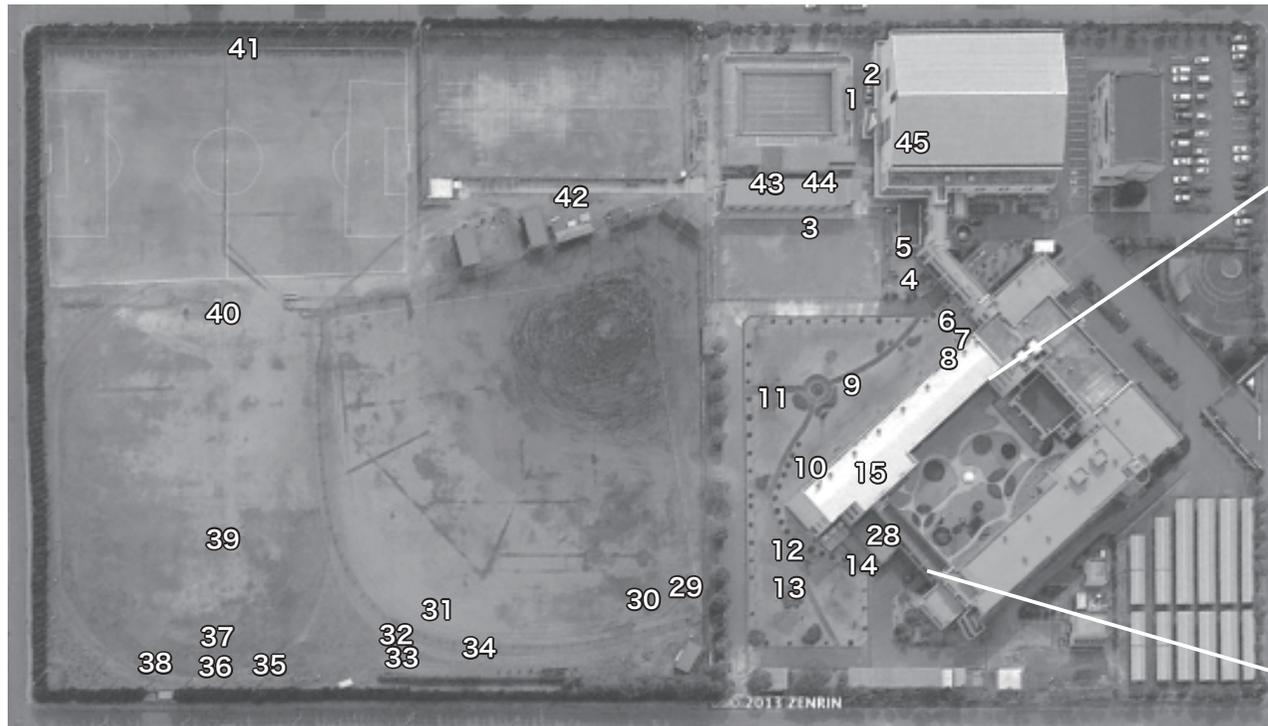
四捨五入して0.23μSvとしていれば除染対象となったのだ。

2面のデータのとおり、測定されなかった中庭は全面的に汚染されたままであるし、グラウンドは風や除草作業によって北東側に集積した土砂が極めて高い放射線量を示している。

【2面に測定データ】

藤代紫水高校 (取手市紫水 1-660 [旧藤代町])

【中庭拡大図】 左の全体図右下「口」の字型の建物に囲まれた中庭



測定日： 2013年2月21日

天候： 晴

機器： シンチレーション式サーベイメータ 日立アロカメディカル TCS-172

単位： $\mu\text{Sv/h}$ (毎時マイクロ・シーベルト)

番	場所	1m	1cm	備考
1	体育館脇アスファルト駐車場	0.17	0.27	蓄積
2	体育館脇側溝蓋金属網	0.15	0.15	
3	ハンドボールコート土	0.11	0.09	
4	ハンドボール監督室裏芝	0.19	0.24	蓄積
5	4近くの人工芝	0.20	0.30	蓄積
6	芝生	0.21	0.28	蓄積
7	校舎雨樋放流下	0.16	0.25	蓄積
8	雨樋下側溝蓋金属網	0.24	0.36	基準超
9	芝生・1-3、1-4前	0.19	0.19	
10	芝生・1-6前	0.18	0.21	
11	芝生	0.19	0.21	
12	芝生	0.21	0.22	
13	芝生・樹木根元	0.18	0.21	
14	芝生・購買店舗後	0.21	0.25	蓄積
15	渡り廊下側校舎内・水道前	0.11	0.11	
28	自販機前コンクリート溝	0.18	0.25	蓄積
	16-27は、一番右の表			

*校舎の雨樋(縦樋)は犬走りに放流する構造になっている。

番	場所	1m	1cm	備考
29	野球場左翼フェンス際	0.25	0.30	基準超
30	野球場左翼フェンス際	0.25	0.25	基準超
31	野球場中堅フェンス際	0.16	0.16	
32	闘球場の表土の山・ふもと	0.33	0.50	基準超
33	闘球場の表土の山・上部	0.37	0.46	基準超
34	野球場中堅フェンス外芝	0.40	0.45	基準超
35	防球ネット下芝	0.24	0.44	基準超
36	闘球場の表土の山ふもと	0.32	0.34	基準超
37	闘球場の表土の山上部	0.34	0.40	基準超
38	新規購入した土の山	0.19	0.17	
39	グラウンド中央部	0.17	0.18	
40	グラウンド中央部	0.13	0.16	
41	フェンス下芝	0.31	0.37	基準超
42	テニスコート外	0.14	0.13	
43	部室棟前雨樋放流下	0.17	0.30	蓄積
44	プール雨樋放流下	0.17	0.30	蓄積
45	体育教室内	0.10	0.09	

* 32、33の土砂の山と36、37の土砂の山は、グラウンド整備を目的として雑草と土(39、40周辺)を剥ぎ取り、築山にしたもの(2011年3月の放射性物質沈着以後)。

番	場所	地上 1m	1cm	備考
16	芝生・街灯下	0.23	0.27	基準超
17	芝生	0.24	0.31	基準超
18	雨樋放流下	0.24	0.40	基準超
19	雨樋放流下	0.22	0.33	蓄積
20	側溝	0.23	0.40	基準超
21	雨樋放流下	0.23	0.40	基準超
22	雨樋放流下	0.20	0.40	蓄積
23	芝生・タイル際	0.27	0.38	基準超
24	芝生・タイル際	0.24	0.58	基準超
25	植込み	0.22	0.32	蓄積
26	植込み	0.20	0.40	蓄積
27	芝生	0.21	0.27	蓄積

*校舎の雨樋(縦樋)は犬走りに放流する構造になっている。

- 「番」は地図中の数字。単位=マイクロ・シーベルト
- 「基準超」：除染特措法の運用上、除染対象となるはずの、高さ1mで毎時0.23 μSv (マイクロ・シーベルト)を超える地点。
- 「蓄積」：周囲に較べても、著しく大量の放射性物質が堆積している地点。